

会津大学情報センター(附属図書館)図書ラウンジ利用細則

(平成 18 年 4 月 1 日細則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、会津大学情報センター(附属図書館)利用規程(平成 18 年規程第 号。以下「利用規程」という。)第 1 条第 2 項に基づき、図書ラウンジ(以下「ラウンジ」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第 2 条 ラウンジを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 会津大学(以下「本学」という。)の教員(客員及び非常勤の教員を含む。)及び職員
- (2) 本学の学生(科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び研修員を含む。)

(利用時間及び休室日)

第 3 条 ラウンジの利用時間は、原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、必要があるときは、各ラウンジごとに定めることができるものとする。

2 ラウンジの休室日は、各ラウンジごとに定めることができるものとする。

(資料の利用方法)

第 4 条 ラウンジの資料の閲覧、貸出返却その他利用方法については、各ラウンジごとに定めることができるものとする。ただし、利用者は、ラウンジから貸出を受けた図書については、貸出を受けた場所に返却しなければならない。

(報告義務)

第 5 条 利用者の範囲、利用時間、資料の利用方法及びそれ以外の事項について、ラウンジが個別に定めた場合には、情報センター長(以下「センター長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の場合において、必要がある場合は、センター長と各ラウンジの担当教員との間で協議することとする。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。